

はあれど延喜前より此事年々行はれけるによりてこそ式にはしるされたれさて此御時より年々歲々に祭器祭供等も追々設けられしと見えて、延喜式よりも江家次第に種々の祭器を書載たり、くはしくは上に出せば略せりさて織女祭を七夕祭といふは七月七日の夕に祭る故にしかいへり、又乞巧奠ともいへる、是西土より事起れり、乞巧といふことも、唐土より事おこれり、七夕まつりともいふ也、香花をそなへ供ぐをと、のへて、庭上にふみを置いて、さほのはしに五色のいとをかけて、一事を祈るに、三年のうちに必叶といへり、此故に乞巧と申なりと、公事根源いへり、扱たなばたまつりといふ時は、神祇にかゝはるごとく聞ゆれど、乞巧奠といふときは、さしたる祭祀とは思はれず、且その上神祇官年中行事に、たなばた祭の事見え侍らず、又さしたる恒例にもあらざるにや、諸家の年中行事に、乞巧奠の事をかきのせず、しかりといへども、此祭年々かくべきにもあらざるにや、諒闇時猶祭江家次第、年中行事秘抄とみえたり、江次第にしるせるは、村上天皇天暦八年の例也、是は朱雀帝天暦六年に崩御し給へば、八年は諒闇の中なり、行事秘抄の方は、延久五年の例也、是は後三條天皇延久四年十二月、天皇傳位於太子、而明年五月崩じ給ふ、しかるを其年七月祭りし例を舉たり、又天暦八年より延久五年までは、百二十年の間也、後世いづれも此例によりて、諒闇をさけずして、乞巧奠行はれしと見えたり、又内裏有穢時猶祭同上とみえたるは、應和抄秘するせる、是は元永二年五月、中宮於三條殿御産あり、其七月七日乞巧奠を行ひたまはざるよし同上しするせり、是五月より七月七日にいたりて、百日にみたざる故なり、

〔古今要覽稿時令〕七月六日爲乞巧奠例、七夕は七月七日の夕をいへり、しかるを六日を以て、牽牛織女の二星をまつる事あり、これ皇國にては中古行なはれし例あり、いはゆる爭教七夕縮爲六、更課秋風計會新と新詠みえたり、西土に此例多し、京口人七月六日爲七夕、而常南唐重七夕、而